

# 個人情報保護委員会業務継続計画

平成28年1月13日制定

## 目 次

第1 本計画の基本方針	1
(1) 国民生活への影響の回避	
(2) 業務継続のための体制整備	
(3) 職員及び来庁者の安全確保	
第2 想定する被害の程度	1
1 想定する災害	
2 本計画における前提条件とする被害状況	
(1) 電気	
(2) 上下水道	
(3) 公共交通機関	
(4) 道路	
(5) 職員	
(6) 庁舎	
(7) 電気通信・インターネット	
第3 災害発生時の対応：安否確認その他の応急的業務の実施	3
1 職員の安否確認	
2 参集	
(1) 参集要員	
(2) 勤務時間外に災害が発生したとき	
(3) 勤務時間内に災害が発生したとき	
(4) 災害対策本部	
3 応急的業務の実施	
4 業務継続のための執務環境の確保	
(1) 災害発生時の執務環境の見込み	
(2) 必要な備蓄の準備	
第4 災害発生から1週間以内の対応：非常時優先業務及び期限付業務 の実施	7

- 1 非常時優先業務の選定
  - 情報提供ネットワークシステムの管理に係る業務
  - 特定個人情報の不正利用等に関する対応業務
  - 情報提供業務
  - 特定個人情報保護評価に関する評価書の受付・公表等業務
- 2 期限付業務の選定
  - 情報公開請求業務
  - 個人情報保護請求業務
  - 特定個人情報保護評価に係る評価書の審査・承認業務
- 3 非常時優先業務及び期限付業務の実施
  - (1) 業務担当者
  - (2) 業務遂行のための指揮命令系統の明確化

第5 災害発生1週間経過後から1か月以内の対応等：非常時優先業務の  
 全て及び期限付業務の実施…………… 10

- 1 非常時優先業務及び期限付業務の実施
  - (1) 業務担当者
  - (2) 業務遂行のための指揮命令系統の明確化
- 2 災害発生から1か月後を目途とした業務の全面再開

第6 教育・訓練…………… 11

- 1 本計画の理解の促進
- 2 教育・訓練計画
- 3 訓練成果の反映
- 4 連絡網の整備

第7 本計画の見直し…………… 12

## 第1 本計画の基本方針

個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき設置され、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる第三者機関である。特に、特定個人情報は、社会保障・税分野に係る手続において日常的に利用されるほか、災害対策分野においても活用されるものであることから、首都圏において大規模地震が発生した場合であっても特定個人情報が適切に取り扱われるよう、必要な業務を継続する必要がある。

このため、個人情報保護委員会は、次の方針に基づいて、業務継続計画を策定する。

### （1）国民生活への影響の回避

災害発生時においても、個人情報保護委員会の業務の停滞によって国民生活に影響を及ぼすことがないように、必要な業務を継続するとともに、通常業務の早期の回復を図る。

### （2）業務継続のための体制整備

災害発生時において、必要な業務を継続するため、必要な人員を確保し、行政機関としての機能を維持する。

### （3）職員及び来庁者の安全確保

個人情報保護委員会の職員及び庁舎内の来庁者の安全を確保する。

## 第2 想定する被害の程度

### 1 想定する災害

本計画において定める対策の前提となる災害は、「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月 中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ）において想定される、マグニチュード7級・東京23区内の最大震度7の「都心南部直下地震」を想定する。

前提とする災害により、次の被害及びライフライン等への影響が発生すると想定する。

- ・死者 約2.3万人 負傷者 約12.3万人 うち重傷者 約3.7万人
- ・帰宅困難者 約800万人
- ・避難者 1日後 約300万人 2週間後 約720万人
- ・ライフライン施設被害による供給支障（災害発生直後）

上下水道 約1440万人  
電 力 約1220万軒  
通 信 約469万回線  
ガ ス 約159万軒

## 2 本計画における前提条件とする被害状況

「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」を基に想定する被害（電気、上下水道、公共交通機関及び道路）に加え、個人情報保護委員会として想定する被害（職員、庁舎及び電話通信・インターネット）は、次のとおり想定する。

### （1）電気

停電は、1週間継続する。

### （2）上下水道

断水は、1週間継続する。下水道の利用支障は、1か月間継続する。

### （3）公共交通機関

地下鉄の運行停止は、1週間継続する。JR及び私鉄の運行停止は、1か月間継続する。

### （4）道路

主要道路の啓開には、1週間を要する。

### （5）職員

一定数の職員について、本人又は家族が死傷し、勤務不能となる。また、公共交通機関の途絶等により、庁舎からおおむね20km以上遠方に居住している職員については、災害発生から鉄道が復旧するまでの一定期間は、出勤（勤務時間中に災害が発生した場合にあっては、帰宅を含む。）が困難となる。

### （6）庁舎

庁舎は倒壊せず使用することができるが、電気、水道、電気通信等が一定期間使用不可となる。

### （7）電気通信・インターネット

固定電話及び携帯電話は、ほとんど通話できない状況が1週間継続する。一方、携帯メールは、大幅な遅配が発生するが、災害発生時においても使用できる。

インターネットは、利用できないエリアが発生するが、プロバイダーサービスは継続される。

### 第3 災害発生時の対応：安否確認その他の応急的業務の実施

#### 1 職員の安否確認

委員長、委員及び事務局職員（非常勤職員その他名称を問わず全ての職員を含む。以下「職員」という。）は、「東京23区内震度6強以上」の災害発生時に連絡を行う先をあらかじめ自身の携帯電話等に登録することとし、災害発生時には、当該連絡先にメールにて職員自身及び同居する家族の安否を連絡するものとする。

参集要員は、職員からのメールにより全職員の状況を把握するとともに、当該メールに対し状況を確認した旨を返信する。

災害発生から数時間経過してもメールの不通が続く場合又はメールを送信したものの参集要員からの返信が届かない場合には、職員は、電話等の他の連絡手段により参集要員に対する連絡を試みるものとするが、それでも連絡ができない場合は、連絡手段の復旧を待つものとする。職員は、連絡ができる状況になり次第、速やかにその安否について参集要員に連絡する。

参集要員は、後述する災害対策本部長及び災害対策本部長代理に対し、全職員の安否確認の結果を報告する。

#### 2 参集

##### (1) 参集要員

参集要員は、応急業務、非常時優先業務その他災害の発生時及び発生後において個人情報保護委員会が継続して行うべき業務を担うために指定する職員である。

参集要員は、災害発生直後速やかに参集することが可能な職員とする必要があり、災害発生直後から1週間以内は地下鉄が運行されていないことを踏まえ、徒歩により執務室のある庁舎に参集できると考えられる5km程度の圏内に住居のある職員を参集要員として指定する。また、参集要員には、災害対策本部長又は災害対策本部長代理を含むものとする。

なお、参集要員として指定された職員が異動・転居した場合には、事務局総務課総括係及び人事・給与係（以下「総括班」という。）は、速やかに、特定の職員に負担が偏らないよう配慮しつつ、参集要員を見直す。

参集することのできた参集要員の数が、指定した参集要員の過半数に満たないときは、参集要員の過半数に達するまで、準参集要員（執務室のある庁舎から10km程度の圏内に住居のある職員）に対して参集を指示する。

##### (2) 勤務時間外に災害が発生したとき

###### ア 参集要員の行動

参集要員は、「東京23区内震度6強以上」の情報を認知したときは、遅滞なく、

自身及び家族の安否について、あらかじめ携帯電話等に登録している災害発生時の連絡先に連絡した上で、指示を待つことなく直ちに登庁する。

参集要員は、参集時には、自身の飲食物を可能な限り多く持参する。

参集要員は、やむを得ず参集できない場合は、他の参集要員全員に参集できない理由を付して連絡する。

#### イ 参集要員以外の職員の行動

参集要員以外の職員は、1の安否確認の連絡をした後は、公共交通機関が復旧するまでの間、参集要員等と連絡が取れるよう留意しつつ、自宅等で待機し、可能な範囲で地域における救出・救助活動、避難者支援活動等を行う。

また、参集要員から指示を受けた準参集要員その他の職員は、参集可能なときは、参集要員の場合に準じて参集する。

### (3) 勤務時間内に災害が発生したとき

#### ア 参集要員の行動

参集要員は、直ちに職員全員の安否について確認し、災害対策本部長及び災害対策本部長代理に報告する。この場合において、出勤していない職員の安否についても漏れなく確認して報告する。

参集要員は、指示を受け、又は自らの指揮の下、直ちに応急的業務に従事する。業務の合間をみて家族等の安否を確認し、家族等の安否が確認できない場合には、参集要員以外の職員に応急的業務に従事するよう指示し、自らは家族等の安否確認を行うことができる。

出勤していない参集要員は、参集できない場合でない限り、自身の飲食物を可能な限り多く携行して参集する。

参集要員は、家族等の安否が確認できない場合又は家族等が負傷した状況において帰宅可能な場合には、帰宅することができる。

#### イ 参集要員以外の行動

参集要員以外の職員は、直ちに家族の安否について確認し、参集要員に報告する。

災害発生直後の混乱による二次被災を避けるため、原則として、帰路の安全が確認されるまで庁舎内で待機する。

庁舎内での待機中は、参集要員の指示の下、応急的業務に従事するほか、必要に応じ、参集要員の指示に従い、庁舎周辺の地域での救出・救助活動、避難者支援等の活動に参加する。

### ウ 計画的な帰宅

東京都帰宅困難者対策条例第7条により、事業者は、大規模災害の発生時において、従業員が一斉に帰宅することを抑制するよう努めなければならないとされていることを踏まえ、参集要員は、職員を計画的に帰宅させる。

帰宅した職員は、(2)イと同様、公共交通機関が復旧するまでの間、参集要員等と連絡が取れるよう留意しつつ、自宅等で待機し、可能な範囲で地域における救出・救助活動、避難者支援活動等を行う。

### (4) 災害対策本部

災害が発生したときは、執務室内に個人情報保護委員会災害対策本部を置く。災害対策本部は、事務局長を長とし、災害対策本部長を補佐する災害対策本部長代理として事務局総務課長及び事務局総務課企画官（総括）を充てる。

災害対策本部長は、業務継続に係る業務を統括・指揮する。

その他、参集要員については、次に定義する応急的業務、非常時優先業務、期限付業務の順に、災害発生時において行うことが必要な業務に従事する。

## 3 応急的業務の実施

災害発生時に応急的に必要となる業務（以下「応急的業務」という。）を例示すると、次の表のとおりである。これらの業務を、参集要員（勤務時間内に災害が発生したときは、全職員）が速やかに行うこととする。

応急的業務の種類・内容
○ 参集要員の参集
○ 消火、救助、避難誘導等 災害発生後直ちに消火、救命、避難誘導等を行う。
○ 職員及び在庁者の安否確認等
○ 職員及び来庁者以外の帰宅困難者への対応 ○ 備蓄物品等の配給 地域の一員としての共助の取組の観点から、来庁者、外部帰宅困難者等が負傷した場合には応急処置を施すなど適切に対応する。
○ 他省庁等との連絡体制の確立
○ 各方面からの必要な情報の収集
○ 執務室の被災状況の確認及び復旧 ・ 勤務時間内に災害が発生した場合

参集要員その他の非常時優先業務を担当する職員以外の職員は、可能な限りにおいて、転倒したオフィス家具の復旧・移動、散乱した書類の整理、ガラス・食器等の危険物が破損した場合の清掃等を行う。

- ・ 勤務時間外に災害が発生した場合  
参集要員その他の対応が可能な者が、非常時優先業務を行うことができる程度に執務スペースを片付ける。

#### 4 業務継続のための執務環境の確保

##### (1) 災害発生時の執務環境の見込み

応急的業務のほか、後述する非常時優先業務及び期限付業務を適切かつ迅速に行うためには、一定の執務環境が確保される必要がある。

災害発生時の執務環境については、次のとおりとなる見込みである。

##### ア 庁舎及び執務室

庁舎については、執務室のある庁舎（民間ビル）は耐震補強実施済みであり、倒壊又は崩壊する可能性は低いと想定される。また、庁舎のある港区の津波ハザードマップにおいて、液状化による50cmの地盤沈下が起こったとしても、津波による浸水の可能性は低いと想定されている。そのため、各種業務は庁舎にて行うことが可能と見込まれる。

執務室の一部のオフィス家具は、壁に固定するなどして転倒防止措置を講じており、引き続き、必要な転倒防止措置を講ずる。

##### イ 電気、上下水道（トイレ）、通信等

電気については、ビル管理会社の非常用電源により、ビルの共用部分の最低限の照明等については、24時間維持されると見込まれる。

上水道については、災害発生後の断水が想定される。

下水道については、利用支障が長期間想定されることから、簡易トイレを備蓄する必要がある。

電気通信については、電話回線の支障が1週間程度想定される。また、LAN環境については、内閣府LANを使用しており、その復旧状況に併せて利用の可否が変わってくると見込まれる。

##### (2) 必要な備蓄の準備

(1)の執務環境を踏まえ、次のとおり、必要不可欠な物資の備蓄を計画的に進め、必要な執務環境を整える。



#### ア 非常用食料・飲料水

必要量（全職員の3日分並びに来庁者又は帰宅困難者のうち負傷者、急病人等の一時受入れのために必要となる分）を備蓄する。

#### イ トイレその他の非常用物資

参集要員等の庁舎滞在のために必要な物品を重点的に、災害発生時に必要となる非常用物資の備蓄を順次進める。

### 第4 災害発生から1週間以内の対応：非常時優先業務及び期限付業務の実施

#### 1 非常時優先業務の選定

政府業務継続計画においては、「各府省等は、首都直下地震発生時において参集することができる職員の人数を把握し、当該人数で対応することができる非常時優先業務を精査する」、「非常時優先業務については、参集することができる職員の人数等の推移に応じ、首都直下型地震の発生直後から、時系列で整理するものとする」とされている。

これを受けて、個人情報保護委員会は、次の表において影響の程度が大きいとされた業務であって、かつ、早期の対応が求められる業務を、特に優先的に継続すべき業務（以下「非常時優先業務」という。）として選定する。

非常時優先業務の中でも、災害発生直後、発生直後からおおむね3日目まで、おおむね3日目から1週間まで等、いつまでに実施し始めるべきものかについて、あらかじめ定めておく。

#### 「影響の重大性」の評価基準

影響の程度	対象とする目標レベルに対象時間までに到達しなかったことによる社会的影響
レベルⅠ （軽微）	社会的影響はわずかにとどまる。ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
レベルⅡ （小さい）	若干の社会的影響が発生する。しかし、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
レベルⅢ （中程度）	社会的影響が発生する。社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
レベルⅣ	相当の社会的影響が発生する。社会的な批判が発生し、過半の人はその

(大きい)	行政対応は許容可能な範囲外であるとする。
レベルⅤ (甚大)	甚大な社会的影響が発生する。大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であるとする。

非常時優先業務は、具体的には次のとおりである。

影響の 重大性	非常時優先業務の名称及び業務内容	根拠法令	再開までの 期間
レベル Ⅳ	○ 情報提供ネットワークシステムの管理に係る業務 総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムについて、適切に運用されるよう総務大臣と協議する等の対応をする。	番号法 第21条	災害発生 後 1日以内
レベル Ⅳ	○ 特定個人情報の不正利用等に関する対応業務 個人番号カードの紛失や災害時の混乱に乗じた不正利用の発生を未然に防止する又は当該事案が発生した際にはその問題の解決に向け相談を受け、連絡調整等各種の対応をする。	番号法 第38条	災害発生 後 1日以内
レベル Ⅲ	○ 情報提供業務 個人情報保護委員会における業務の復旧状況、所掌業務の対応に係る当面の方針等について、ホームページ等により情報提供を行う。	番号法 第38条	1日～1 週間
レベル Ⅱ	○ 特定個人情報保護評価に関する評価書の受付・公表等業務 番号法第26条及び第27条の規定による特定個人情報保護評価を行った地方公共団体等から提出された評価書に対し、受付・公表等の適切な対応をするとともに、必要な情報を発信する。	番号法 第26条 第27条	1週間～ 1か月以 内

## 2 期限付業務の選定

非常時優先業務には該当しないものの、法令上、個人番号利用事務実施者、個人番号関係事務事業者、個人情報保護委員会等が一定の期限内で対応を行う必要がある業務（以下「期限付業務」という。）については、災害発生時には、必要に応じて、

履行期限又は処分時期の延長及びその旨の通知等の業務を速やかに行う必要がある。  
 期限付業務は、具体的には次のとおりである。

期限付業務の名称及び業務内容	根拠法令・条文
○ 情報公開請求業務 行政文書の開示請求があった場合、当該請求に係る開示決定等を30日以内に行うこととされているところ、30日以内の対応が困難な場合には、申請者に対し、期間を延長する旨を通知する。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第10条第1項
○ 個人情報保護請求業務 行政文書の開示請求があった場合、当該請求に係る開示決定等を30日以内に行うこととされているところ、30日以内の対応が困難な場合には、申請者に対し、期間を延長する旨を通知する。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第19条第1項
○ 特定個人情報保護評価に係る評価書の審査・承認業務 特定個人情報保護評価において、委員会が評価書を審査・承認する時期について、提出機関と相談の上、期限内に実施するか又は延期する。	番号法第26条及び第27条

### 3 非常時優先業務及び期限付業務の実施

#### (1) 業務担当者

非常時優先業務は、参集要員（参集要員の指示により参集した職員を含む。以下この項において同じ。）が担うこととするが、準参集要員（参集要員の指示により参集した職員を除く。以下この項において同じ。）が参集可能となった後は、参集要員及び準参集要員が担うこととする。

また、災害発生から1週間以内に行う必要のある期限付業務については、非常時優先業務と同様とする。

#### ア 参集要員の行動

参集要員は、応急的業務のほか、次の非常時優先業務及び期限付業務を行う。

- 情報提供ネットワークシステムの管理に係る業務
- 特定個人情報の不正利用等に関する対応業務
- 情報提供業務

#### イ 参集要員以外の職員の行動

参集要員以外の職員は、公共交通機関が復旧するまで自宅で待機する。待機の

間、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援活動や地元自治体からの要請に応じた協力活動に積極的に取り組む。

また、参集可能な状態となり、参集要員から指示を受けたときは、参集要員と共に非常時優先業務を行う。

## (2) 業務遂行のための指揮命令系統の明確化

個人情報保護委員会は、担当業務の停滞がもたらす社会的な影響の重大性に鑑み、災害発生後、速やかに業務を再開・継続し、社会的影響を最小限に抑えることを目標とする。

このためには、非常時における混乱を防止し、非常時優先業務を円滑に遂行する体制が必要であることから、あらかじめ、職務代行者やその権限範囲等を定めて指揮命令系統（特に、参集要員のみ、参集要員及び準参集要員のみで業務を行うときの指揮命令系統）を明確にしておく。

## 第5 災害発生1週間経過後から1か月以内の対応等：非常時優先業務の全て及び期限付業務の実施

### 1 非常時優先業務及び期限付業務の実施

#### (1) 業務担当者

地下鉄が復旧し、準参集要員の参集が可能となることから、非常時優先業務及び期限付業務は、原則として参集要員及び準参集要員が担うこととし、参集要員に過度の負担とならないよう配慮する。

#### ア 参集要員の行動

参集要員は、交代で休養しつつ、準参集要員に対して必要な指示を行う。

準参集要員が業務量に比べ不足しているときは、準参集要員以外の職員で参集が可能な職員に対して参集を指示する。また、状況に応じて、自らも非常時優先業務及び期限付業務を行うことは差し支えない。

#### イ 準参集要員の行動

準参集要員は、次の非常時優先業務及び期限付業務を行う。ただし、災害発生から1か月後には、完全ではないものの通常業務が再開されると想定されることから、1か月以内に対応すべき案件がないなど業務を停止しても差し支えないと参集要員が判断したときは、期限付業務を行わないこととして差し支えない。

○ 情報提供ネットワークシステムの管理に係る業務（非常時優先業務）

- 特定個人情報の不正利用等に関する対応業務（非常時優先業務）
- 特定個人情報保護評価に関する評価書の受付・公表等業務（非常時優先業務）
- 情報提供業務（非常時優先業務）
- 情報公開請求業務（期限付業務）
- 個人情報保護請求業務（期限付業務）
- 特定個人情報保護評価に係る評価書の審査・承認業務（期限付業務）

#### ウ 参集要員及び準参集要員以外の職員の行動

参集要員及び準参集要員以外の職員は、公共交通機関が復旧するまで自宅で待機する。待機の間、自宅周辺での被災者支援活動等の地域貢献活動や地元自治体からの要請に応じた協力活動に積極的に取り組む。

また、参集可能な状態となり、参集要員から指示を受けたときは、準参集要員と共に非常時優先業務又は期限付業務を行う。

#### (2) 業務遂行のための指揮命令系統の明確化

非常時優先業務及び期限付業務を円滑に遂行するため、第4の3(2)に準じて、業務遂行の指揮命令系統を明確にしておく。

### 2 災害発生から1か月後を目途とした業務の全面再開

災害発生から1か月後には、JR・私鉄等が復旧する見込みであることから、全職員（死傷者その他登庁が困難な職員を除く。）が執務室のある庁舎に登庁できるものと見込まれる。

ただし、死傷者等の被害により、必ずしも災害発生前と同等の業務体制になるとは限らないことから、参集要員は、災害対策本部長の指示の下、災害発生から1か月後には業務が全て通常どおり行われる体制にすることを目標に、計画的に復旧を進め、必要な対策を講ずるものとする。

## 第6 教育・訓練

### 1 本計画の理解の促進

全職員が災害発生時において本計画に従った適切な行動ができるよう、職員は、普段から本計画に目を通し、理解しなければならない。

職員に対しては、必要に応じて本計画に関する研修を行う。

## 2 教育・訓練計画

個人情報保護委員会は、職員の対応力を高めるための研修及び定期的な安否確認の訓練等を実施する。

## 3 訓練成果の反映

個人情報保護委員会は、訓練の結果明らかになった課題等について、非常時優先業務の実施方法に反映させるとともに、本計画を見直す際にも的確に反映させる。

## 4 連絡網の整備

職員の連絡網は、総括班が作成する。総括班は、人事異動の都度、連絡網を最新の状態に保ち、かつ、職員に周知することとし、実際に災害が発生したときに連絡先を把握していない職員がいることのないようにする。

# 第7 本計画の見直し

本計画は、今後、個人情報保護委員会の業務内容の変更、施設・設備の変更等の事由が生じた場合には、速やかに改正する。

このほか、適宜、内容の適否について点検を行うとともに、訓練を行った際に課題が明らかになったときには速やかに所要の改正を行うなど、本計画を絶えず見直し、業務継続力の向上を図る。